

会社は、就業規則第68条に基き職員に対し採用時及び年1回、健康診断を受けるよう指示いたします。
診断の結果によっては、職種の転換等必要な措置を講じます。

1、健康診断の内容

種類 定期健康診断(一般検診)

内容 ①既往歴の調査
 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
 ④胸部レントゲン検査
 ⑤血圧測定
 ⑥貧血検査(血色素量及び赤血球数)
 ⑦肝機能検査
 ⑧血中脂質検査(コレステロール値)
 ⑨血糖値検査
 ⑩尿検査
 ⑪心電図検査

2、健康診断の実施

★ 社会保険に加入している正職員及びパート職員

- 1、協会けんぽが指定する千葉県内の医療機関に予約を入れる。
- 2、健診日、医療機関名を会社に報告する。
- 3、健診結果を会社に提出する。(コピー可)

★ 社会保険に加入していない、パート職員

- 1、医療機関に予約を入れる。
- 2、上記の健康診断の内容の健診項目で行う。
- 3、健診日、医療機関名を会社に報告する。
- 4、健診結果を会社に提出する。(コピー可)

3、健康診断の費用

- 1、上記一般健診については会社の全額負担とする。
- 2、その他の部分に関しては、自己負担とする。
- 3、費用は当人が立替え、その領収書を会社に提出後、会社が支払う事とする。

4、健診結果の取り扱い

- 1、会社は労働安全衛生法により健康診断結果を把握する義務があるため、その写しを会社が保管する事とします。
- 2、会社は健康診断の結果報告によって得られた個人情報、安全配慮義務を果たすためのみに使用する事とし、他の目的には使用しません。
また他人に漏洩する事はありません。